令和７年度
しずおか産業創造プラットフォーム
構築・運用支援業務委託
調達仕様書

令和７年４月

静岡県

１　業務の目的

主に、県内の中小企業等（以下、「事業者」という。）が新たな事業を立ち上げる際、行政機関や産業支援機関（以下、「行政機関等」という。）が所管する助成制度や融資制度等（以下、「支援制度等」という。）の情報を入手しにくい、行政機関等と事業者あるいは事業者同士が交流する機会が少ない、などの課題が指摘されている。

静岡県では、デジタル技術を活用したオンラインコミュニティプラットフォーム（以下、「しずおか産業創造プラットフォーム」という。）を構築し、これらの課題を解消する。本業務では、この開発・運用支援を行うこととする。

２　業務の概要

（１）内容

ア　しずおか産業創造プラットフォームの構築（交流機能、掲示板機能の開発等）

イ　しずおか産業創造プラットフォームの運用支援（システム保守・管理、プラットフォーム運用人材の教育・研修、広報・周知への協力等）

（２）契約期間

契約締結の日から令和８年３月 31 日（火）まで

（３）想定業務スケジュール

時　期	内　容
令和７年６月中旬頃	契約（予定）、運用支援（定例ミーティング等）開始
契約締結日～令和７年８月上旬頃	プラットフォーム構築
令和７年８月上旬頃～８月下旬頃	テスト稼働、 プラットフォームの運用（別途県が委託を予定）を行う者を対象とした操作方法等に関する教育
令和７年８月下旬頃～	本格稼働

（４）しずおか産業創造プラットフォームの位置づけ

しずおか産業創造プラットフォームは、行政機関等の新着情報や支援情報等のデータベースを掲載したランディングページ「オープンイノベーションしずおか」（以下、「ランディングページ」という。）のコンテンツとして位置づけている。

＜イメージ図＞　※画像は令和６年度運用時のもの

ランディングページ

しずおか産業創造プラットフォーム

（５）想定利用者

しずおか産業創造プラットフォームの利用者は以下の３つの属性を想定している。

① 事業プレーヤー（支援制度等の対象となる、新事業を立ち上げようとする中小事業者）

② 公的支援機関（県、県内市町、産業支援機関等）

③ サポーター（金融機関等のサポート企業・団体）

＜想定利用者のイメージ＞

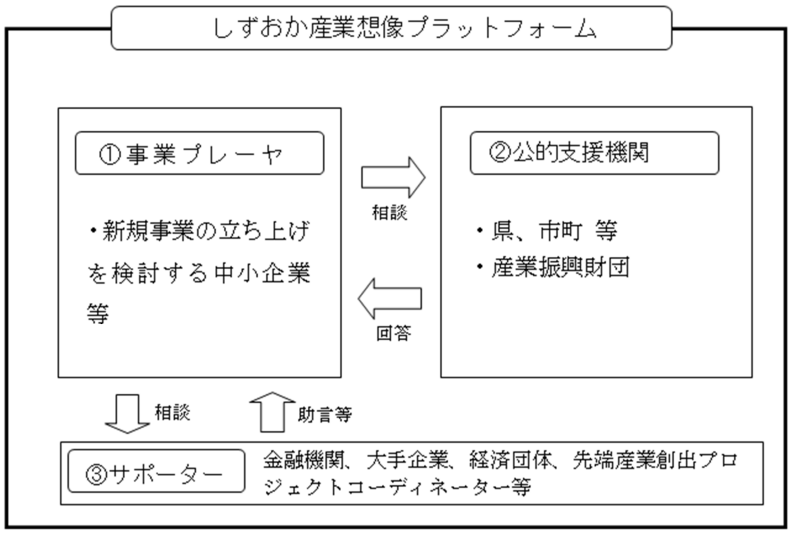

３　提案要求事項

しずおか産業創造プラットフォームの構築に当たっては、以下（１）～（５）の要件に従うこと。

（１）しずおか産業創造プラットフォーム

ア　基本的なフレーム

会員制のコミュニティプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）で構成すること。なお、プラットフォームは既製のパッケージをベースとするものでも、新たなシステム開発によるものでも構わない。

イ　想定される会員規模

1,000 人程度とすること。

ウ　主な機能

以下の機能を有すること。

区　分	主な機能
双方向の交流機能（トークルーム）	・テーマ別に、複数人数でオンライン交流が可能なトークルーム機能 ・トークルームは、テーマにより公開／非公開の設定ができること ・チャット等による情報交換、画像や動画ファイル等の資料共有を可能とする機能
双方向の交流機能（相談投稿・回答）	・支援制度等に係る情報入手や困りごとの相談等を、事業プレーヤーが公的支援機関やサポーターとの間で双方向で行う機能 ・情報交換が可能なチャット、メッセージ機能 ・チャット等による情報交換、画像や動画ファイル等の資料共有を可能とする機能

掲示板機能 （マガジン）	・支援制度やイベント等の情報について、県が指定する管理者がプラットフォーム上に情報を掲示できるマガジンを設置すること ・マガジンへの投稿はメール配信希望者へプッシュ通知を可能とする機能
イベントの募集・配信機能	・公的支援機関等が主催するイベントの告知及び参加申込み機能 ・過去のイベントページ一覧を作成し、アーカイブ配信する機能
スマートフォンアプリ	・プラットフォームはスマートフォンアプリからアクセスできること ・アプリの利用料金は無料であること

エ　ランディングページとの連携

プラットフォームはランディングページからのアクセスを可能とすること。必要に応じてランディングページのシステム保守・管理事業者（別途県が委託を予定）と連携し、プラットフォームの構築・運用支援を行うこと。

（2）運用支援

ア　プラットフォームのシステム保守・管理を行うこと。

イ　プラットフォームの運用（別途県が委託を予定）を行う者を対象とした操作方法等に関する教育・研修等により、人材確保・育成の支援を行うこと。

ウ　プラットフォームの利用が見込まれる者への周知・広報により、集客の支援を行うこと。

エ　現状・課題の整理や課題解決に向けたアクションの検討のため、定例ミーティング等により、プラットフォームの利用促進等の支援を行うこと。

（3）データの利活用促進

当該事業により得られたデータについて、統計データを専門的・多角的に分析し、今後の利活用につながるわかりやすい形式（レポート等）により出力ができること。少なくとも、会員数、アクセス件数、会員のアクセス率、会員のコメント件数について、県が指定する期間のデータを確認できること。

（4）初期費用及び運用支援費用

令和７年度におけるしずおか産業創造プラットフォームの費用について、構築経費のほか、稼働前及び稼働から契約満了日までの運用支援に係る経費を含めて提案すること。なお、本業務委託の受託により、令和８年度以降の契約を保証するものではない。

（5）データ移行

システムを更新する際、容易にデータの移行ができるような仕組みについて提案すること。

4　システム要件

以下の（1）～（5）の要件に従い構築すること。

（1）開発方針

ア　しずおか産業創造プラットフォームはクラウドサービスとして利用可能とすること。

イ　しずおか産業創造プラットフォームの構築に利用する製品について、将来におけるプラットフォーム利用者が増加することを想定し、ライセンスやコンピューターリソースが容易に追加できるようにすること。

ウ　しずおか産業創造プラットフォーム構築時のデータ登録や構築後の運用を行うために必要な運用手順書の作成等も本事業の中で行うこと。

（２）機能要件

ア　個人情報を厳格に管理し、オープンデータとして扱う部分と明確に区分すること。

イ　障害発生時等においては、データの復旧が可能となるようにバックアップの体制を構築すること。

（３）環境要件

ア　可用性、機密性、完全性を担保し、将来性を考慮したシステム稼働環境を提案し、システム全体として、少なくとも導入後５年間運用可能な構成とすること。

イ　計画的なメンテナンス等を除き、原則として 365 日 24 時間利用可能とすること。

ウ　クラウドサービスに標準で装備されているセキュリティ機能以外に、セキュリティを高めるために有効であると見込まれるものがあれば、具体的に提案すること。

（４）構築スケジュール

ア　令和７年８月上旬頃に稼働を開始すること。なお、稼働開始から令和７年８月 31 日まではテスト期間とし、この間に必要に応じてユーザビリティの改善等を行い、令和７年９月１日までに本格稼働を開始することを想定しているが、最終的な構築スケジュールについては、県と協議した上で決定する。

イ　稼働テスト、データ移行、操作研修等、主要な工程について、具体的なスケジュールを示すこと。

ウ　進捗確認のため、会議等の形式により、定期的に報告すること。

５　システム保守・管理要件

以下の（１）、（２）の要件に基づき実施すること。

（１）保守・管理要件

ア　サーバ、ＯＳ、アプリケーション、その他ミドルウェア等について、脆弱性への対応（セキュリティパッチ及びウィルス定義ファイルの適用作業等）を適切に行うこと。

イ　ディスク容量等のリソース監視、システム全体のバックアップ、セキュリティ機器等の設定及び維持管理等の定期的なシステム稼働状況の監視を行うこと。

ウ　障害発生時には、メール、電話等による問い合わせ、緊急度に応じたオンサイト対応や、データ復旧、不具合に係るシステム改修に対応すること。

エ　構築後、少なくとも３年間運用することを前提として、保守・管理に要する経費を提案すること。

オ　障害時の対応について、受付窓口を一本化し、障害発生時に速やかに連絡が取れ、復旧作業が開始できることを前提条件とすること。

カ　復旧作業の実施にあたり、業務の停止を伴う場合は、利用者に支障がないように、事前に県と協議し、作業申請及び作業内容の通知を行って、県の許可を得ること。また、復旧作業完了後は県に報告書を提出すること。

（２）クラウドサービスの要件

ア　契約期間内は、利用者に対し、メール等による受付対応を実施すること。なお、緊急時等の対応については別途協議による。

イ　クラウドサービスにはライセンスや定義ファイルの更新等の適用作業を含むこと。

ウ　修正モジュールやセキュリティパッチ等が提供された場合は、障害発生の未然防止のため、速やかに適用すること。適用にあたっては、検証環境を使用する等、十分な事前確認を行うこと。また、その際は県の許可を得てから実施すること。

エ　ソフトウェアに不具合が発見された場合は、県に報告し、許可を得て、速やかに修正すること。

６　成果物

（１）納入物件

ア　本システム
イ　各種ドキュメント類
　全て日本語で作成すること。操作･運用マニュアルの作成・納品においては県と協議すること。
・　操作･運用マニュアル
・　その他県が必要と認めるもの
ウ　業務完了報告書

（2）提出期限
構築業務完了時及び委託期間満了時

（3）納入場所
ア　名称　：静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課
イ　所在地：〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号　県庁東館９階

7　再委託等

業務の一部を再委託及び再委託事業者から再々委託する場合は、受注者は事前に県と協議の上、承認を受けること。ただし、作業全部の再委託及び再委託事業者からの再々委託は禁止する。

受注者は、機密を保持し、知的財産権等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託事業者及び再々委託事業者も負うよう、必要な措置を講じ、その内容を県に書面で提出して、承認を得ること。

8　その他

（1）実施体制
ア　受託者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
イ　実施責任者は、県の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて開発担当者が打ち合わせ等に参加し、しずおか産業創造プラットフォーム構築・運用支援に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

（2）秘密保持等
ア　県及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
イ　万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
ウ　秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

（3）その他
ア　受託者は、業務を実施するにあたって、随時、県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課へ実施状況の報告を行うとともに、必要な指示を受けること。
イ　受託者は、本委託業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
ウ　受託者は、本委託事業の実施により、収入を得ることはできない。
エ　本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合には、県と受託者の協議により決定するものとする。